

令和5年第4回
対馬市議会定例会議案
(追加)



対馬市

目 次

議案第 8 1 号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例-----	3
-----------------------------------	---

議案第 8 1 号

対馬市手数料条例の一部を改正する条例

対馬市手数料条例（平成 1 6 年対馬市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 戸籍の部を次のように改める。

戸籍の謄抄本手数料（広域交付による交付を含む。）	1 通につき	4 5 0 円
戸籍の記録事項証明書手数料	1 通につき	4 5 0 円
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき	3 5 0 円
戸籍電子証明書提供用識別符号手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電	1 件につき	4 0 0 円

子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
除籍の謄抄本手数料（広域交付による交付を含む。）	1 通につき	7 5 0 円
除籍の記録事項証明書手数料	1 通につき	7 5 0 円
除籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき	4 5 0 円
除籍電子証明書提供用識別符号手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 件につき	7 0 0 円

届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書手数料	1 通につき	3 5 0 円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	1 通につき	1 , 4 0 0 円
届出その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1 件につき	3 5 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜